

24高小中第798号

平成24年8月13日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長

（ 公 印 省 略 ）

期限付職員に交付する勤務条件説明書の内容変更について（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部改正に伴い、期限付職員に交付する勤務条件説明書の内容が平成24年8月3日から下記のとおり変更されました。

つきましては、期限付職員に対して、「別添1」を必要部数コピーしお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、改正内容の詳細につきましては、平成24年8月3日付け24高教福第463号の高知県教育長通知を参照ください。

記

別添1 臨時的任用教職員の休暇

特別休暇

イ その他の特別休暇

「骨髄提供」を「骨髄又は末梢血幹細胞の提供」に変更（H24.8.3改正）

<担当>

高知県教育委員会事務局

小中学校課（総務担当）

臨時的任用教職員の休暇

(1) 年次有給休暇

臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として取扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とする。

- ※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既に取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。
- ※3 取得単位は、1日又は1時間。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- ※4 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分を1日とする。

(2) 病気休暇

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、病気休暇を与えることができる。

病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、日数は、任用期間に応じて次表に定めるとおりとする。

任用期間	～2月	2月1日 ～4月	4月1日 ～6月	6月1日 ～8月	8月1日 ～10月	10月1日 ～12月
病気休暇日数	1	2	3	4	5	6

- ※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。
- ※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で上表に基づいて日数を算出し、既に取得した病気休暇がある場合には、その日数を差し引いた日数を付与する。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7月1日から9月30日までの3箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7月1日から9月30日の間において職員から請求があった場合に1日又は4時間を単位として承認するものとする。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、すべてを使用することができる。

任用期間	1日 ～ 4日	5日 ～ 13日	14日 ～ 22日	23日 ～ 31日	32日 ～ 40日	41日 ～ 49日	50日 ～ 58日	59日 ～ 67日	68日 ～ 76日	77日 ～ 85日	86日 以上
特別休暇日数	0	4:00	1日	1日 4:00	2日	2日 4:00	3日	3日 4:00	4日	4日 4:00	5日

- ※1 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

イ その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。）	そのつど必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）	そのつど必要と認める場合において、1日（正式任用の教職員の例による。）
忌引	正式任用の教職員の例による。

（注）本表に掲げるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。